**地域づくり協議会Ｑ＆Ａ**

**伊豆市**

Ｒ７.4.1ver

目　次

[**１　組織** 1](#_Toc424902901)

[Ｑ１　地域づくり協議会は、伊豆市独自の組織なのですか。 1](#_Toc424902902)

[Ｑ２　地域コミュニティがあるのに、なぜ地域づくり協議会が必要なのですか。 1](#_Toc424902903)

[Ｑ３　地域づくり協議会は、どのような構成になるのですか。 1](#_Toc424902904)

[Ｑ４　地区要望と地域づくり協議会との関係はどうなるのか。 1](#_Toc424902905)

[Ｑ５　地域づくり協議会はどのような事業（活動）を行うのですか。 2](#_Toc424902906)

[Ｑ６　地域づくり協議会の会則を変更することはできますか。 2](#_Toc424902907)

[Ｑ７　地域づくり協議会の事務局や事務所を必ず設置する必要がありますか。 2](#_Toc424902908)

[Ｑ８　組織の構成、委員数等のほか、会則で定める必要がある事項はありますか。 2](#_Toc424902909)

[Ｑ９　市と地域づくり協議会は、どのような関係になるのですか。 2](#_Toc424902910)

[**Ｑ10　市は、地域づくり協議会に対してどのような支援をしていくのですか。** 3](#_Toc424902911)

[**２　事業（地域づくり）計画** 3](#_Toc424902912)

[Ｑ11　「事業計画」とは、どのようなものですか。 3](#_Toc424902913)

[Ｑ12　「事業計画」は、必ず策定しなければならないのですか。 3](#_Toc424902914)

[Ｑ13　「事業計画」は、どのように策定するのですか。 3](#_Toc424902915)

[**３　地域づくり交付金** 4](#_Toc424902916)

[Ｑ14　地域づくり交付金とは、どのような交付金ですか。 4](#_Toc424902917)

[Ｑ15　地域づくり交付金の交付対象となる経費はどのようなものですか。 4](#_Toc424902918)

[Ｑ16　交付対象とならない経費はありますか。 4](#_Toc424902919)

[Ｑ17　地域づくり交付金で公園を整備しようと考えていますが、整備後の維持管理は地域づくり協議会が担うことになるのでしょうか。 5](#_Toc424902920)

[Ｑ18　道路の補修や側溝整備など、地域づくり交付金の対象事業として実施できるでしょうか。 5](#_Toc424902921)

[Ｑ19　地域づくり交付金で、公民館の整備は可能でしょうか。 5](#_Toc424902922)

[Ｑ20　地域づくり交付金の交付申請にはどのような手続きが必要でしょうか。 5](#_Toc424902923)

[Ｑ21　既に交付決定を受けた地域づくり交付金の事業内容について、事前に提出した実施計画内容から変更が生じることになりそうです。何か手続きは必要ですか。 5](#_Toc424902924)

[Ｑ22　実績報告は必要ですか。 5](#_Toc424902925)

[Ｑ23　実績報告の結果、不用額が生じた場合、交付金の返還手続きが必要ですか。 6](#_Toc424902926)

[Ｑ24　役員報酬等を支払うことが出来るますか。 6](#_Toc424902927)

[Ｑ25　講師料についても源泉徴収が必要ですか。 6](#_Toc424902928)

[Ｑ26　支援要綱の別表③の報酬の意味はどういうことですか。 6](#_Toc424902929)

[Ｑ27　協議会の運営に関する事務費などの経常的な経費はどういうものですか。 6](#_Toc424902930)

[Ｑ28　協議会の事務所等を維持するための経費はどういうものですか。 6](#_Toc424902931)

[Ｑ29　役員報酬について事業計画書の提出は必要ですか。 6](#_Toc424902932)

[Ｑ30　地域づくり交付金と敬老会事業助成金との関係はいかがですか。 6](#_Toc424902933)

[Ｑ31　削除（R7.4.1） 6](#_Toc424902934)

[Ｑ32　協議会の拠点となる事務所の整備について交付金の対象となりますか。 7](#_Toc424902935)

[Ｑ33　交付金申請前の事業実施（事業計画に載っている）については交付金の対象となりますか。 7](#_Toc424902936)

[Ｑ34　委託事業について、契約等の手続きは市役所みたいにやらなければならないのですか。 7](#_Toc424902937)

[Ｑ35　事業に対する外部発注の制限はありますか。 7](#_Toc424902938)

[Ｑ36　インターネット回線工事費（ＡＤＳＬ等）は対象経費となりますか。 7](#_Toc424902939)

[**Ｑ37　宝くじ助成事業の助成金を使った場合、地域づくり交付金（500万円）の内金として考えるのですか。** 7](#_Toc424902940)

[**Ｑ38　計画した事業の内容変更及び事業間の流用をしたいが手続きは必要ですか。** 7](#_Toc424902941)

[**Ｑ39　ふるさと納税や交付金以外で得た収入を協議会の収入に入れ、交付金に上乗せして事業を実施してもよろしいですか。** 7](#_Toc424902942)

[**Ｑ40　複数年に渡る事業計画の場合、年度切り替え時の資金運用はどうしたらよいですか。毎年、総会を開催して、当年度の交付金申請をしてからとなると、繋ぎの資金が必要となるりますが、いかがですか。** 7](#_Toc424902943)

[**Ｑ41　交付金から生じた利息について、どう処理したら良いのですか。** 8](#_Toc424902944)

[**Ｑ42　照明器具設置工事など、業者への工事委託ではなく住民で施工する人工へ充てることが可能ですか。** 8](#_Toc424902945)

[**Ｑ43　敬老感謝祭を開催する場合、敬老会事業補助金で足りない場合、地域づくり交付金を使って良いのですか。** 8](#_Toc424902946)

[**Ｑ44　二重交付は不可ということで、地区要望との調整はしないのか。** 8](#_Toc424902947)

[**Ｑ45　人口の多い地区と少ない地区で、同じように地域づくり交付金500万円で地域づくり協議会の運営をするというのは公平性がないような気がしますが、いかがですか。** 8](#_Toc424902948)

[**Ｑ46　協議会設立前（設立の有無に関わらず）にかかった費用（回覧や資料作成にかかる紙代やコピー代等）は何とかならないのですか。設立準備会交付金のようなものは出来ないのですか。** 8](#_Toc424902949)

[**Ｑ47　作業等の出役者に対する謝礼は認められないのですか。** 8](#_Toc424902950)

[**Ｑ48　LEDについて、交通安全では緊急性を条件に、予算の範囲内で新設のみの対象となっていますが、地域づくり協議会では既存の防犯街灯のLEDへの取り換え（修繕）については可能となっています。矛盾していると思いますが、いかがでしょうか。** 8](#_Toc424902951)

[**Ｑ49　事業計画の中に電気料を伴うもの（例：サロンとしてエアコンを使用）があった場合、事業費として計上できますか。** 9](#_Toc424902952)

[**Q50　補助対象経費の「協議会の構成員に対するイベント等当日の弁当は対象になる。」という中の、イベントの解釈はどういうことですか。** 9](#_Toc424902953)

[**Q51　協議会で携帯電話を持つことは可能ですか。** 9](#_Toc424902954)

[**Q52　事務所にパソコンを設置しインターネットを使用したいが、経費はどうしたら良いのですか。** 9](#_Toc424902955)

[**Q53　設立から10年が経過した協議会の交付金使途区分とはどういうものですか。** 9](#_Toc424902955)

# **１　組織**

## **Ｑ１　地域づくり協議会は、伊豆市独自の組織なのですか。**

**Ａ１　　全国各地で「地域づくり協議会」や「まちづくり協議会」が設立されています。そのような地域は、少子高齢化や人口減少の影響で地域の活性化が失われ、地域活動に支障をきたしてきており、このままでは地域が衰退してしまうという危機感から新しい制度に取り組むことになった訳です。**

**伊豆市においても同じ様なことが言えますし、昔の「むら」のような賑わいを復活させ、地域の活性化に取り組もうと**伊豆市独自の新たな地域づくり制度に取り組むことにしました。

## **Ｑ２　地域コミュニティがあるのに、なぜ地域づくり協議会が必要なのですか。**

**Ａ２**自治会についてはこれまでと同様、住民に一番身近な自治組織としてのますますの充実した活動をしていただきたいと思います。

近年、少子高齢化が進み、人口減社会が進んでいく中、１０年後、２０年後の地域・地区の姿、そして各町内の姿を想像してみてください。このままの状況で１０年後、２０年後をむかえ、これまでと同様の自治会活動を継続していくことが出来るでしょうか。

今後、地方を取り巻く環境はさらに厳しくなっていきます。地域住民が自立した自治活動を進めていくためにも、地域での課題を洗い出し、地域住民で解決していく地域組織が必要となってきます。

　そのためにも、自治会という枠組みを超えた地域・地区住民の主体的な意向で組織運営することができる地域づくり協議会を設置し、それぞれの特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、地域の活性化に取組んでいくというものです。

　ただし、地域づくり協議会が設立されたからといって、自治会がなくなるものでなく、また自治会の活動を制限するものではありません。

## **Ｑ３　地域づくり協議会は、どのような構成になるのですか。**

**Ａ３**地域づくり協議会の設置単位は、概ね小学校区（13小学校区）を単位とします。

　　　　 　修善寺地区 ： 熊坂小学校区・修善寺小学校区・修善寺東小学校区・修善寺南小学校区

　　　　　 土肥地区 ： 旧土肥小学校区・旧土肥南小学校区

　　　　　 天城湯ヶ島地区 ： 旧湯ヶ島小学校区・旧月ヶ瀬小学校区・旧狩野小学校区

　　　　　 中伊豆地区 ： 旧八岳小学校区・旧八幡小学校区・旧大東小学校区・旧白岩小学校区 なお、地域づくり協議会は地域の課題を解決するための組織ですので、協議会の構成員は、その地域

に暮らすすべての方々が対象になります。

## **Ｑ４　地区要望と地域づくり協議会との関係はどうなるのか。**

**Ａ４　　毎年、各地区には地区要望を５つまでということでお願いしています。しかし、市内には約120の自治会があり、全ての要望には応えられていない現状です。この新たな地域づくり制度を提案することによって、市でやるべきことは市で、地域で出来ることは地域でというように分けていこうと考えています。地域住民で活動することによって地域の活性化に繋げようというものです。地区要望に対応出来ないから地区にやってもらうということではありませんが、地区が要望する事業を妨げるものではありません。**

## **Ｑ５　地域づくり協議会はどのような事業（活動）を行うのですか。**

**Ａ５**地域づくり協議会の活動としては、一例として次の８つの取組例を挙げますが、これにとらわれずに地域の特色のある事業（活動）をしていただければと思います。

1. 防災マップの作成など、地域の安全・安心に関する取り組み
2. 一人暮らし高齢者の安否確認、高齢者の生きがいづくりなど高齢者福祉に関する取り組み
3. 地域交流の場（サロン的機能を兼ねた事務所、給湯設備を設けた座談室等）づくりなど、地域コミュニティや世代間交流に関する取り組み
4. 通学路の見守りなど、子どもの健全育成に関する取り組み
5. 地域の環境美化や緑化など、環境保全に関する取り組み
6. 空き店舗の活用など、地域経済の振興に関する取り組み
7. 買い物支援や空き家対策など、地域における生活支援に関する取り組み
8. その他、地域に有益な取り組み

## **Ｑ６　地域づくり協議会の会則を変更することはできますか。**

**Ａ６**できます。なお、届け出済みの会則のほか、会の名称、代表者、役員名簿などに変更が生じたときも届け出が必要となりますので、変更が生じた部分について、変更前、変更後の内容を伊豆市地域づくり協議会支援要綱の様式第３号（第９条、第10条関係）に記載し、市に届け出していただきます。

## **Ｑ７　地域づくり協議会の事務局や事務所を必ず設置する必要がありますか。**

**Ａ７**特に必要ありません（会則で定めている組織もあります）。

## **Ｑ８　組織の構成、委員数等のほか、会則で定める必要がある事項はありますか。**

**Ａ８**地域づくり協議会は、地域の人が主体となって、これまで解決することが難しかった地域の課題に対して、地域全体で取り組み、解決することが目的ですので、組織の構成団体、委員数、代表者、その他の役員、任期、会計に関することなどの基本的な事項のほか、地域づくり協議会自らが策定する「事業計画」の策定に関すること、そして計画に基づき実施する地域づくり活動についてなどの地域づくり協議会が担う役割について、それぞれの会則で定めることが必要です。

## **Ｑ９　市と地域づくり協議会は、どのような関係になるのですか。**

**Ａ９**地域づくり協議会は、行政の下部組織でもなく、地域住民皆さんの主体的な意向により設立運営される組織です。そのため行政の側から画一的な組織形態を導入したり、条例等で規制したりすべきではないという考えが第一にあります。

　地域づくり協議会は、地域住民の自発的・主体的な自治活動を期待し設置するものですので、住民と行政の関係は従来までのような住民が行政に対して一方的に要望して、行政がこれに応えていくというような「要望・陳情型」のような関係ではなく、地域の課題やまちづくりについて地域住民が主体的に考え、これを行政がサポートしていくといった住民参加の関係が理想の関係だと考えられます。

# **Ｑ10　市は、地域づくり協議会に対してどのような支援をしていくのですか。**

**Ａ10**市は、地域自治組織に対して積極的に支援していくこととしています。

財政的支援として、地域の課題を解決するための計画に基づいて行う事業に対し、１協議会当たり一律500万円を限度として交付金を交付します。

また、人的支援として、地域づくり協議会の設立や地域づくり計画の策定と、計画に基づく円滑な活動を進めるために、情報提供やアドバイス等のお手伝いをするということで市職員を５名程度派遣します。

支援員が協議会の事務を代行するわけではありません。

# **２　事業（地域づくり）計画**

## **Ｑ11　「事業計画」とは、どのようなものですか。**

**Ａ11　最初から**大きな計画を策定する必要はありません。まず、地域でできること、また、10年後の姿を見据えながら、まずは３年程度の取組む課題を整理した複数年の事業計画、また、自分たちが今住んでいる地域を住みやすく良い地域にするのにはどうしたらいいのかを地域で話し合っていただき、事業計画としていただければと思います。

## **Ｑ12　「事業計画」は、必ず策定しなければならないのですか。**

**Ａ12**「事業計画」とは、地域住民自らがそれぞれの地域の課題と目指すべき方向を明らかにし、自分達の手で魅力ある住みよい地域を作るために自ら策定する地域独自の計画です。

　地域づくり協議会は、交付金により事業計画に基づいた事業を実施しますので、地域づくり協議会が設立された際、また、設立前の準備会の段階においてからでも事業計画の策定に取りかかることが必要です。

## **Ｑ13　「事業計画」は、どのように策定するのですか。**

**Ａ13　事業**計画を策定するメンバーは、地域住民の声を聞きながら役員が中心となって、これまでの経験や知識などを生かし、それぞれの地域の特性を生かした独自性のあふれる「事業計画」を策定していただきたいと考えています。

　また、地区広報誌や回覧板等を利用し、多くの地区住民の意見を取り入れることができるよう努め、それぞれの自治組織の総会等で地域住民に認められたものとすることが必要です。

　計画策定後においても、事業内容や予算決算について地域住民に広く周知することが必要であるとともに、ただ単に計画を策定し事業を実施していくだけではなく、協議会自体が「事業の評価」や「事業計画の見直し」の姿勢を持ち、その時々の地域住民の要望に応じ、課題が解決され、地域の目的が達成される計画でなくてはならないと考えられます。

# **３　地域づくり交付金**

## **Ｑ14　地域づくり交付金とは、どのような交付金ですか。**

**Ａ14　地域づくり交付金とは地域の課題を解決するための計画に基づいて行う事業に対し、１協議会当たり一律500万円を限度額として交付するというものです。**

なお、設立から10年が経過した協議会においては、交付金の使用使途を設定し、これまで行っている取組みを一般事業として300万円、地域が抱える課題解決のため、特に地域で取組んでもらいたい事業を特別事業として200万円に区分して交付します。

## **Ｑ15　地域づくり交付金の交付対象となる経費はどのようなものですか。**

**Ａ15**地域づくり協議会が自ら策定した事業計画に基づき実施する地域の身近な課題を解決し、個性豊かな地域づくりを進めていくために実施する事務及び事業に要する経費のうち市長が適当と認めたものに対して、地域づくり交付金を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| **報償費** | 講師・専門家等への謝礼等 |
| **旅費** | 交通費等 |
| **需用費** | 消耗品費、原材料等資材購入費、書籍等の購入費、広報誌・チラシ・ポスター等の印刷製本費等 |
| **役務費** | 翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等 |
| **使用料及び賃借料** | 会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等 |
| **工事請負費** | 改修・維持補修等に係る工事費（請負契約に係るものに限る） |
| **備品購入費** | ２万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（但し、事業に不可欠とされるものに限る） |
| **その他経費** | その他地域づくり活動に必要と市長が定める経費 |

## **Ｑ16　交付対象とならない経費はありますか。**

**Ａ16**次に挙げる経費については、地域づくり交付金の交付対象経費にはなりません。

**①　協議会の事務所等を維持するための経費**

**②　協議会の構成員に対する人件費や謝礼等。ただし、次に掲げるものを除く。**

**ア　必要最低限の地域スタッフを雇用するための人件費や研究のための謝礼**

**イ　役員に対する報酬（１人当たり年間３万円以内で、その合計額が30万円を超えない範囲として協議会の会則等に定めたものに限る。）**

**③　協議会の構成員に対する食糧費（社会通念上認められる程度の会議の茶菓代を除く。）・交通費（協議会事業として計画したものを除く）・宿泊費**

**④　協議会を構成する各種団体への交付金の再配分を認めない。協議会としての事業の位置づけが**

**必要となる。**

**⑤　ソフト事業を伴わない物品購入のみの事業は、原則認められません。**

## **Ｑ17　地域づくり交付金で公園を整備しようと考えていますが、整備後の維持管理は地域づくり協議会が担うことになるのでしょうか。**

**Ａ17**地域づくり協議会は、住民自らが身近な地域の課題を解決し、主体的にまちづくり活動を展開していく中で住民自治力を強化していくことが期待されます。地域づくり交付金で整備した施設や備品について、その後の維持管理は地域づくり協議会が担っていくべきものと考えます。

## **Ｑ18　道路の補修や側溝整備など、地域づくり交付金の対象事業として実施できるですか。**

**Ａ18**市が所有する道路や用水路等の補修については実施できると考えられますが、事業内容によっては許可や承認が必要になってくるものもありますので、具体的な内容について関係課との事前協議が必要と考えられます。

## **Ｑ19　地域づくり交付金で、公民館の整備は可能ですか。**

**Ａ19　公民館**の整備については、コミュニティ施設整備事業等補助金制度がありますので、この制度を利用して整備していただきます。コミュニティ施設整備事業等補助金の対象事業とならない部分については、地域づくり交付金の対象事業となり得ると考えられますが、具体的な内容については協議していただきます。　なお、公民館の整備のみならず、実施しようとする事業に対し、市の補助制度、助成制度があるものについては、地域づくり交付金を活用するのか、補助制度、助成制度を活用するのか選択していただきます。交付金と補助金の重複交付はできません。

## **Ｑ20　地域づくり交付金の交付申請にはどのような手続きが必要ですか。**

**Ａ20　地域**づくり協議会が認定されれば、事業実施という流れになります。事業を実施するのには市からの交付金に基づいて実施しなければなりません。市へ交付金交付申請書（伊豆市地域づくり協議会支援要綱　様式第５号）を事業計画書及び収支予算書と共に提出していただきます。

## **Ｑ21　既に交付決定を受けた地域づくり交付金の事業内容について、事前に提出した実施計画内容から変更が生じることになりそうです。何か手続きは必要ですか。**

**Ａ21　事業**計画の変更、交付金額の変更が生じた場合は、市長への届け出が必要となります。

　伊豆市地域づくり協議会支援要綱　様式第７号を変更事業計画書及び変更収支予算書と共に提出していただきます。ただし、計画を変更しようとする場合、協議会内で変更の必要性、変更内容について十分に協議検討し、地区住民に認められた内容であることが前提となります。

## **Ｑ22　実績報告は必要ですか。**

**Ａ22**地域づくり交付金については、事業完了の日から30日以内又は交付金の交付決定に係る会計年度の末日までに、前年度交付金について実績報告書を提出していただくこととしています。

## **Ｑ23　実績報告の結果、不用額が生じた場合、交付金の返還手続きが必要ですか。**

**Ａ23**実績報告により、交付金に残額が出た場合は市へ戻入していただきますので、翌年度への繰り越しはできません。よって交付金の返還手続きが必要となります。

## **Ｑ24　役員報酬等を支払うことが出来ますか。**

**Ａ24**30万円の範囲内で役員の報酬として１人当たり年間３万円を上限とし運用することができます。この場合において、報酬額については協議会の会則等で定めたものに限ります。また、協議会は人格のない社団等に該当し源泉徴収者となるため、報酬等について源泉徴収が必要となりますので、状況に応じて三島税務署へ届け出をしなければなりません。

## **Ｑ25　講師料についても源泉徴収が必要ですか。**

**Ａ25**役員報酬と同様に源泉徴収が必要となります。

## **Ｑ26　支援要綱の別表③の報酬の意味はどういうことですか。**

**Ａ26**役員の年間報償金（謝礼）も含めるという広い意味で解釈することとします。

## **Ｑ27　協議会の運営に関する事務費などの経常的な経費はどういうものをいうのですか。**

**Ａ27**消耗品・光熱水費・使用料・借上料・コピー代などをいいます。

## **Ｑ28　協議会の事務所等を維持するための経費はどういうものをいうのですか。**

**Ａ28**賃借料・修繕費・固定資産税などをいいます。

## **Ｑ29　役員報酬について事業計画書の提出は必要ですか。**

**Ａ29**役員報酬については、規約等で明確にしておくことになります。

## **Ｑ30　地域づくり交付金と敬老会事業助成金との関係はどうですか。**

**Ａ30**協議会で敬老会を開催する場合、地域づくり交付金のみの対象となります。

　　　　敬老会を地域づくり交付金で実施する場合、個人に渡すものは2,000円を上限としてください。

## **Ｑ31　削除（R7.4.1）**

**Ａ31**削除（R7.4.1）

## **Ｑ32　協議会の拠点となる事務所の整備について交付金の対象となりますか。**

**Ａ32**単なる事務所機能としてでは交付金の対象とはなりませんが、人が集まるサロン的機能等を兼ねる事務所の整備については対象になると考えますが、事前に地域づくり課と協議してください。

## **Ｑ33　交付金申請前の事業実施（事業計画に載っている）については交付金の対象となりますか。**

**Ａ33**設立総会を開催し、協議会の登録申請をし、市から登録承認を受ければ交付金対象事業になります。

## **Ｑ34　委託事業について、契約等の手続きは市役所みたいにやらなければならないのですか。**

**Ａ34**事務手続きについては極力簡素化して構いません。ただし、見積もりについては２業者以上の見積もりを取ってください。

## **Ｑ35　事業に対する外部発注の制限はありますか。**

**Ａ35**協議会で承認された事業計画であれば制限はありません。

## **Ｑ36　インターネット回線工事費（ＡＤＳＬ等）は対象経費となりますか。**

**Ａ36**協議会の運営に関する事務費などの経常的な経費として対象となります。

# **Ｑ37　宝くじ助成事業の助成金を使った場合、地域づくり交付金（500万円）の内金として考えるのですか。**

**Ａ37**内金として考えてください。その場合、500万円から助成金を差し引いた額が、その年度の上限額となります。

# **Ｑ38　計画した事業の内容変更及び事業間の流用をしたいのですが、手続きは必要ですか。**

**Ａ38**支援要綱第16条第１項第１号に謳ってある「軽微な変更」であれば手続きはいりませんが、事前に変更する内容について、市と協議（相談）をしていただきます。その協議（相談）により変更事業計画書、変更収支予算書及び関係書類等の提出をお願いするかもしれません。なお、新規事業の追加や総事業費の変更については手続きが必要です。

# **Ｑ39　ふるさと納税や交付金以外で得た収入を協議会の収入に入れ、交付金に上乗せして事業を実施してもよろしいですか。**

**Ａ39**差し支えありません。ただし、ふるさと納税寄附分については、単年度の上乗せ計上となりますので、年度末に精算していただき、場合によっては戻入していただくようになります。

# **Ｑ40　複数年に渡る事業計画の場合、年度切り替え時の資金運用はどうしたらよいのですか。毎年、総会を開催して、当年度の交付金申請をしてからとなると、繋ぎの資金が必要となりますが。**

**Ａ40**年度切り替え時の繋ぎ的交付金は考えていません。協議会役員等の立替えで対応していただき、年度切り替えの早い時期に交付申請をしていただきたいです。

# **Ｑ41　交付金から生じた利息について、どう処理したらよいのですか。**

**Ａ41**交付金から生じた利息については、概算払いであろうと、現金を相手に交付すれば、その現金の所有権は相手に移転し、法令の規定、あるいは契約があれば別として、渡した側はその現金について何らの権利も有しませんから、利息については協議会の雑入として処理していただければいいです。また、交付金を戻入する場合も元金のみの戻入とし、利息については戻入せずに協議会の雑入として扱ってください。

# **Ｑ42　照明器具設置工事など、業者への工事委託ではなく住民で施工する人工へ充てることが可能ですか。**

**Ａ42**　要綱で協議会の構成員に対する人件費や謝礼は補助対象外経費となっています。

# **Ｑ43　敬老感謝祭を開催する場合、敬老会事業補助金で足りない場合、地域づくり交付金を使っても良いのですか。**

**Ａ43**　一事業に交付金と補助金の使用は二重交付になりますので、どちらかの一つの使用としてください。

# **Ｑ44　二重交付は不可ということで、地区要望との調整はしないのですか。**

**Ａ44**　二重チェックについては、補助金を対象として行っているため、要望との関係は検討します。

　 道路の草刈り、道路愛護での補助金、河川清掃など地域行事として取り組めれば、各補助金は出しません。

# **Ｑ45　人口の多い地区と少ない地区で、同じように地域づくり交付金500万円で地域づくり協議会の運営をするというのは公平性がないような気がしますが、いかがですか。**

**Ａ45**　今の公平性はどこにも均等に割り振ることの公平ではなく、その取り組みをするところを応援するという公平の考えです。区割りについては、今後の検討課題とさせていただきます。

# **Ｑ46　協議会設立前（設立の有無に関わらず）にかかった費用（回覧や資料作成にかかる紙代やコピー代等）は何とかならないのですか。設立準備会交付金のようなものは出来ないのですか。**

**Ａ46**　現在は、回覧資料など地域づくり課又は各支所にて印刷をしていますので、活用していただきたいと思います。また、設立準備会交付金等については、今後、検証して検討します。

# **Ｑ47　作業等の出役者に対する謝礼は認められないのですか。**

**Ａ47**　現在、謝礼として草刈り機等の燃料代や替刃等の消耗品、お茶代については対象経費とし、お金という形では認めていません。ただし、事業により得た収益から謝礼を支払う分については問題ありません。

# **Ｑ48　LEDについて、交通安全では緊急性を条件に、予算の範囲内で新設のみの対象となっていますが、地域づくり協議会では既存の防犯街灯のLEDへの取り換え（修繕）については可能となっています。矛盾していると思いますが、いかがでしょうか。**

**Ａ48**　地域課題の解決ということ、また、区では出来ないことであり、事業計画（例：防犯の理由）にしてあるものについては問題ありません。

# **Ｑ49　事業計画の中に電気料を伴うもの（例：サロンとしてエアコンを使用）があった場合、事業費として計上できますか。**

**Ａ49**　事務室として使用している部屋等に設置してある（エアコン等）場合、事業分と通常事務と明確に分けることができれば問題はありません。

# **Q50　補助対象経費の「協議会の構成員に対するイベント等当日の弁当は対象になる。」という中の、イベントの解釈はどういうことですか。**

**A50**　地域づくり交付金では敬老感謝祭、運動会、お祭り等をイベントと解釈します。また、少人数で行う草刈りや清掃等については、イベントとは解釈しません。

# **Q51　協議会で携帯電話を持つことは可能ですか。**

**A51**　可能ではあるが、必要最低減の電話及びメール機能付きのものとし、経費については、携帯電話本体は備品購入費で、電信料等は役務費の通信運搬費での支出となります。

# **Q52　事務所にパソコンを設置しインターネットを使用したいが、経費はどうしたら良いのですか。**

**A52**　プロバイダ料金については、役務費の通信運搬費での支出となります。また、必要に応じてモデムなどをレンタルする場合、使用料及び賃借料の器具等のレンタル・リース料での支出となります。

# **Q53　設立から10年が経過した協議会の使途区分とはどういうものですか。**

**A53**　交付金の交付限度額は、従来のとおり500万円ですが、事業使途を**一般事業（上限300万円）と特別事業（上限200万円）**に区分し、協議会が協議会制度の目的に則り地域の活性化のために行う取組みに対し、自由に活用できる形とします。

　　　特別事業は福祉・防災・協議会の自立の３つの目的のための事業とし、対象となる事業は以下の通りです。

　　　１）**地域の生活支援事業**

〇高齢者等に対する生活支援

・通院や買物などに対する移動支援

・日常の生活に困っている方への生活支援

（自宅の草刈り、ゴミ出し、話し相手、掃除、買い物等）

　　　２）**地域防災力の強化事業**

　　　〇災害死者０に向けた地域内の共助の取組み対する支援

・地域主体の自主避難所の運営支援と人材育成

・自主防災組織と連携した避難所運営訓練や防災研修に係る費用

（備品購入に係る費用は交付対象外）

　　　３）**協議会の自立支援事業**

〇協議会の運営が持続可能となる収益事業の取組み対する支援

　　　・稼ぐための環境整備（法人化に係る経費等）

　なお、対象となる事業については、地域づくり課と相談してください。